

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	小児生活習慣病予防健診の委託及び再委託について
----	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等、再委託）

（担当部課：教育委員会事務局学校運営課保健給食係）

事業の概要

事業名	小児生活習慣病予防健診						
担当課	学校運営課						
目的	児童・生徒の生活習慣病を早期に発見し、運動指導・栄養相談等を行うことにより、健全な生活習慣や病気の早期予防のための自己管理を身につけさせ、児童・生徒の健康の増進を図る。						
対象者	小学校4年生、中学校1年生及び翌年度以降の検査が必要とされた者のうち受診を希望する者（保護者の承諾を得た者）						
事業内容	<p>定期健康診断後の検査として、問診、測定（身長、体重、腹囲、血圧）、血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖）を実施し、小児期のメタボリックシンドロームの診断基準を元に総合判定を行う。健診結果の段階別に事後対策としての健康相談、栄養指導等を行う。また、翌年度以降、経過観察者の追跡健診を行う。</p> <p>実施内容</p> <p>会 場：学校医診療所、集団健診会場（区役所会議室等）</p> <p>期 間：夏季休業中</p> <p>時 間：空腹時 診療開始～AM10:00</p> <p>※小学4年、中学1年及び受診対象者に、学校から受診票等資料を配布する。</p> <p>受診希望者は、各診療所及び集団健診の受付担当に電話で申し込み、受診時に問診内容等を記入した受診票を持参する。</p> <p>対象学年児童生徒数（初年度のため、再検査対象者無し）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">小4（1,363名）</td> <td style="text-align: center;">中1（913名）</td> <td style="text-align: center;">計（2,276名）</td> </tr> </table> <p>受診見込児童生徒数（全児童生徒見込数の2～3割）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">小4（273～408名）</td> <td style="text-align: center;">中1（183～274名）</td> <td style="text-align: center;">計（456～682名）</td> </tr> </table>	小4（1,363名）	中1（913名）	計（2,276名）	小4（273～408名）	中1（183～274名）	計（456～682名）
小4（1,363名）	中1（913名）	計（2,276名）					
小4（273～408名）	中1（183～274名）	計（456～682名）					

件名 小児生活習慣病予防健診の委託及び再委託について

保有課(担当課)	学校運営課
登録業務の名称	小児生活習慣病予防健診
委託先	新宿区医師会学校医会(委託先)及び榊早川予防衛生研究所(再委託先)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 区立学校の小学4年生、中学1年生及び翌年度以降受診者 項目: 氏名、学校名、学年・組、健診結果(問診、身長、体重、腹囲、 血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、血糖)
処理させる情報項目の記録媒体	紙 電磁的媒体
委託理由	新宿区小児生活習慣病予防健診検討委員会の方針により、受診者の利便性を図るため、本健診の会場は集団健診会場及び新宿区各地域の学校医診療所と決定されたため、新宿区の学校医診療所を会場とすることができる新宿区医師会学校医会へ委託する必要がある。 また、血液分析等は新宿区医師会学校医会では行うことができないため、新宿区医師会指定の分析業者である、(株)早川予防衛生研究所にて行う。
委託の内容	新宿区医師会学校医会(委託先)への委託内容 健康診断判定基準及び指導内容作成 各診療所での健診実施及び受診票の回収 集団健診への医師派遣 医師による健診結果データ確認 健診結果表及び健診結果一覧提出 榊早川予防衛生研究所(再委託先)への委託内容 判定システムの構築 集団健診へのスタッフ派遣 検体・受診票の回収及び分析・データ入力 健診結果表及び健診結果一覧作成 健診結果データ確認のための電磁的媒体資料作成
委託の開始時期及び期限	平成21年 5月25日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。